

## 第218回埼玉県都市計画審議会

平成24年2月17日午後1時55分開会

場所 浦和ロイヤルパインズホテル

○事務局 定刻前ではございますけれども、皆さんおそろいいただきましたので、これから第218回埼玉県都市計画審議会を開会したいと存じます。よろしく願いいたします。

本日はお忙しい中、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

はじめに、委員の出席状況について御報告申し上げます。本日23名の委員の方に御出席をお願いいたしましたところ、19名の委員さんに御出席いただいておりますので、本日の審議会は成立いたしましたことを御報告申し上げます。

ここで本日の資料の確認をさせていただきます。事前にお送りした資料が、こちらの配付資料一覧表、それから委員名簿、議案概要一覧表、議案書でございます。加えまして本日机の上にお配りさせていただきましたのが、次第と座席表でございます。皆さんおそろいでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○事務局 続きまして、本日初めて御出席をいただきます委員の皆様の御紹介をさせていただきます。

名簿順になりますけれども、埼玉県都市計画審議会条例第2条第1項第3号に規定する市町村長を代表する委員として、ときがわ町長の関口定男様でございます。

○関口委員 関口です。よろしく願いします。

○事務局 続きまして、同第5号に規定する市町村の議会の議長を代表する委員として、川口市議会議長の篠田文男様でございます。

○篠田委員 皆さんこんにちは。どうぞよろしく。

○事務局 どうぞよろしく願いいたします。

それでは、これより審議会条例第5条第1項の規定により、谷口会長に議長として進行をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

○議長（谷口） どうも皆さんこんにちは。お忙しい中どうもありがとうございます。今日もよろしく願いいたします。

それでは、まず最初に会議録の署名委員でございますけれども、本審議会の運営規則第5条第2項の規定によりまして、私から指名させていただきたいと存じます。お願いしたいのは、まず田端講一委員さんお願いいたします。あともう一方、小林哲也委員さん、よろしく願いいたします。ということでお二人にお願いしたいと思っております。

次に、この審議会は埼玉県都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱というのがございまして、それに基づいて原則公開となっております。私といたしましては本日は非公開にすべきと思う

案件はございませんが、委員の皆様の御意見はいかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） ありがとうございます。

それでは、本日の審議会はすべて公開ということで進めさせていただければと思います。

傍聴者の方はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局 いらっしゃいません。

○議長（谷口） はい、わかりました。

それでは、早速ではございますけれども、ただいまより第218回埼玉県都市計画審議会の議事に入りたいと思います。

本日は、お手元の次第にございますとおり議第4958号「羽生都市計画道路の変更について」など、都市計画法に基づく本来の諮問案件2件、景観法の規定に伴い本都市計画審議会に付議する案件1件、その合計3議案について御審議をお願いするものでございます。

それでは、順番どおりまいりたいと思いますが、最初に都市計画法に基づく審議として、議第4958号「羽生都市計画道路の変更について」を議題に供します。

幹事に議案説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 都市計画課長の戸井原でございます。議第4958号「羽生都市計画道路の変更について」説明をさせていただきます。恐縮ですが、着席をして説明させていただきます。

議案書のページは5ページから13ページでございますが、前方のスクリーンで説明させていただきますので、スクリーンをご覧くださいと存じます。本議案は、赤の点滅で示しております羽生市の羽生駅の南に位置いたします3・4・2南部幹線、3・4・21小松通線、3・4・22公園通線の3路線の都市計画道路を変更するものでございます。南部幹線は、市道第125号線を起点といたしまして、東武伊勢崎線を横断し一般国道122号へ至る延長約4,400m、幅員16mの道路でございます。小松通線は、西部大道中岩瀬線を起点といたしまして、一般国道122号へ至る延長約680m、幅員16mの道路でございます。公園通線は、西部大道中岩瀬線を起点として、小松通線と交差し、上西口中岩瀬線へ至ります延長約1,300m、幅員18mの道路でございます。

はじめに、南部幹線でございますが、平成4年3月の東北自動車道羽生インターチェンジの供用によりまして交通量が増大いたしましたために、現在では4車線で整備がされております。また、埼玉県では圏央道以北のインターチェンジ周辺に企業誘致を推進しておりまして、その根幹となる道路であることなどから、現在の4車線の道路を都市計画道路として恒久的に担保するために、起点を羽生インターチェンジまで、終点を一般国道125号まで、それぞれ延伸し、路線の延長を約4,400mから約5,740mといたしますとともに、幅員を16mから22mに変更し、車線の数を4と決定するものでございます。

次に、小松通線につきましては、都市計画決定当初は、羽生市の総合振興計画におきまして、一

般国道125号南側の砂山地区を商業業務地区と位置づけまして、羽生駅と砂山地区を結びますバス路線とすることを予定していたため、バスの停車を考慮いたしまして、幅の広い路肩を計画しておりましたが、新たな総合振興計画におきましては、砂山地区を工業系に変更し、バス路線の計画も取りやめたということでございますので、一般的な路肩に戻しまして、幅員を16mから14.5mに変更いたしますとともに、車線の数を2と決定するものでございます。

次に、公園通線につきましては、小松通線との交差点部におきまして、小松通線の幅員を変更いたしますことから、この変更にあわせ所要の変更を行いますとともに、車線の数を2と決定するものでございます。

次に、都市計画道路の名称の変更でございますが、都市計画道路の名称は3つの番号と路線名で定めておりまして、番号の1番目は、自動車専用道路、幹線道路などの道路の区分をあらわしております。2番目は、道路の幅員の規模をあらわしております。3番目は、都市計画区域ごとの道路の通し番号でございます。今回の議案の3路線はいずれも幹線道路でございますため、1番目の番号はすべて3となっております。2番目の道路幅員の規模をあらわす番号につきましては、南部幹線につきましては、幅員を22mに変更いたしますことから、幅員22m以上30m未満をあらわします3に変更いたします。小松通線につきましては、幅員を14.5mへ変更いたしますことから、幅員12m以上16m未満をあらわします5へそれぞれ変更するものでございます。なお、3番目の通し番号につきましては、いずれも変更はございません。

以上、説明いたしました南部幹線、小松通線及び公園通線の3路線につきまして、都市計画法第17条第1項の規定に基づき、平成23年12月6日から2週間、案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

また、本議案につきまして、都市計画法第18条第1項の規定に基づき、羽生市に意見を照会いたしましたところ、賛成との回答をいただいております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷口） どうもありがとうございます。

いかがでしょうか。今の御説明に対して、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。特にございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） 非常に合理的な御判断だと思いますので、ぜひそのようにされればよろしいのではないかとということで、異議なしということでよろしいでしょうか。そうしたら、これ採決をしないといけませんので採決させていただきます。

原案のとおり決定するということに関して、御異議ないものとして決定させていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） どうもありがとうございます。

それでは、原案のとおり決定ということにいたします。

続きまして、次の議題でございます。議第4959号「行田都市計画公園の変更について」を議題に供します。

幹事に議案説明をお願いいたします。

○幹事（公園スタジアム課長） 公園スタジアム課長の佐生でございます。よろしくお願ひいたします。議第4959号「行田都市計画公園の変更について」説明させていただきます。恐縮ですが、着席して説明をさせていただきます。

議案書のページは15ページから22ページでございますが、前方のスクリーンで説明させていただきますので、スクリーンをご覧ください。本議案は、赤の点滅で示しております行田市の5・5・01号水城公園及び5・5・02号行田市総合公園の変更の案件でございます。

まず、水城公園は、秩父鉄道行田市駅の南西約0.9kmに位置し、行田市の市街地のほぼ中心に配置されている、面積約18.3haの総合公園でございます。

次に、行田市総合公園は、秩父鉄道行田市駅の北西約1.3kmに位置し、行田市の北方で一般国道125号バイパスに接して配置されている、面積約16.9haの総合公園でございます。

変更内容は、市内に配置されている公園施設の規模や機能を検証した結果、大規模な運動施設について、市街地の拡大やスポーツ人口の増加などの状況を勘案し、その配置を見直すこととし、水城公園で計画していた運動施設の機能を行田市総合公園に移転し、より一層の機能強化、集積化を図れるよう区域の変更を行うものでございます。このことにより水城公園につきましては、公園の区域を一部削除及び一部駐車場の区域等を追加し、面積を約18.3haから約15.4haに変更するものでございます。

また、行田市総合公園につきましては、運動施設に係る公園の区域を追加し、面積を約16.9haから約20.6haに変更するものでございます。これら2公園の面積を合計いたしますと、約35.2haから約36.0haとなり、約0.8ha増加するものでございます。

以上、説明いたしました水城公園及び行田市総合公園につきましては、都市計画法第17条第1項の規定に基づきまして、平成23年11月15日から2週間、案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

また、都市計画法第18条第1項の規定に基づきまして、行田市に対して本議案について意見照会をいたしましたところ、賛成との回答をいただいております。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷口） どうも御説明ありがとうございます。

大変歴史的に意義深いところですが、ここも、いかがでしょうか。ただいまの御説明に関して、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。特にございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） 特に御意見ないようでしたら、この議案に関しても採決をいたしたいと思  
います。原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） それでは、御異議ないものとして、本案は原案のとおり決定いたします。どうもあ  
りがとうございます。

以上、2件が都市計画法にかかわる案件でございまして、都市計画法にかかわる審議を終了いた  
します。

次は、景観法に基づく審議でございまして、議第4960号「埼玉県景観計画の変更について」を議  
題に供します。

この議案に関して、幹事に御説明をお願い申し上げます。

○幹事（田園都市づくり課長） 田園都市づくり課長の井上でございます。議第4960号「埼玉県景観  
計画の変更について」説明させていただきます。恐縮ですが、着席して説明させていただきます。

議案書のページは23ページから52ページでございますが、前方のスクリーンで説明させていただ  
きますので、スクリーンをご覧ください。本日、埼玉県都市計画審議会にお諮りさせていただきます  
のは、景観法の規定により景観計画を定めようとするときは、都道府県都市計画審議会の意見を  
聴かなければならないと定められており、変更する場合も準用されております。したがって、  
今回の変更内容と都市計画との適合性を担保するために御意見を承るものでございます。また、本  
日御意見をいただいた後は、今月21日に開催いたします第39回埼玉県景観審議会において本件を審  
議していただく予定でございます。

それでは、本議案の内容を御説明いたします。県では平成23年9月1日に、「圏央道以北地域の  
産業地誘導に関する基本的考え方」を策定いたしまして、県北の産業振興を目的とした産業地誘導  
を図っていくことになりました。これに伴い地域景観に調和しない建築物等の立地による景観への  
影響が懸念されることとなりました。そこで埼玉県景観計画の一部を変更することといたしました。

変更する区域は、開発圧力が高いと思われる圏央道以北の高速道路が存する12市町のうち、用途  
地域が定められていない区域でございます。例えばこちらの図の赤で囲っております区域は、圏央  
道以北の高速道路のうち、東北道沿線の加須市、羽生市、久喜市の3市でございます。圏央道以北  
の高速道路は、東北道のほかに関越道もございます。今ご覧いただいております図の、赤で囲まれ  
た中の白い区域が用途地域の定められていない区域でございます。

それでは、埼玉県景観計画の概要について御説明をいたします。平成16年の景観法制定に伴い、  
県では平成19年に埼玉県景観計画を策定し、景観計画区域を一般課題対応区域と特定課題対応区域  
の圏央道沿線区域の2区域に区分いたしました。

まず、埼玉県景観条例で商業地域を中心に行われてきた建築物の色彩規制の届出制度を、景観行  
政団体である市の区域を除く県全域に拡大し、一般課題対応区域といたしました。

また、平成24年度以降全線開通予定である圏央道整備を効果的に活かして、積極的な産業地誘導を図っていく圏央道沿線区域は、乱開発抑止を目的といたしまして、一般課題対応区域より小規模な建築物と物件の堆積の届出を義務づける特定課題対応区域といたしました。変更後は、このうち特定課題対応区域に、新たに圏央道以北高速道路沿線区域を設けようとするものでございます。

圏央道以北高速道路沿線区域では、県北地域の産業地誘導に伴う開発圧力の高まりによる乱開発抑止を目的として、圏央道沿線区域と同様に小規模な建築物の届出を義務づけるものでございます。

では、各区域について区域区分図で御説明いたします。白抜きの部分については、市が独自で景観行政を行っている景観行政団体となっている市でございます。さいたま市、川越市など、現在15市に及んでおります。色のついた部分が、県が景観行政団体となる市町村で、薄い水色の部分が一般課題対応区域、濃い青色の部分のうち用途地域の定められていない区域が、特定課題対応区域の圏央道沿線区域でございます。赤で囲っております12市町は、現行の埼玉県景観計画においては、一般課題対応区域となっているところでございます。今回はこの東北道、関越道が存する圏央道以北の12市町のうち、用途地域が定められていない区域を、一般課題対応区域からオレンジ色で示しております特定課題対応区域の圏央道以北高速道路沿線区域に変更しようとするものでございます。

届出対象行為のイメージでございます。建築物は、建築面積が1,000㎡を超えるものなどから、建築面積が200㎡を超えるものに届出対象が広がります。また、工作物は高さ15mを超えるものであったものが、高さ10mを超えるものに変更になり、現行よりも小規模なものも届出の対象となります。

なお、今回は届出対象の規模を変更するものであって、現行の規制内容に変更はございません。

以上、御説明いたしました景観計画の変更につきましては、景観法第9条第1項に基づきまして、平成23年11月15日から30日まで、変更対象の12市町において住民説明会を行ったところ意見はございませんでした。

また、関係市町に対しては、平成23年9月12日に素案に対する意見を照会し、そこで出された意見を反映させた後、景観法第9条第3項に基づきまして再度意見を照会いたしましたところ、意見はございませんでした。

議案書27ページから44ページに埼玉県景観計画変更案の本文、45ページ以降に新旧対照表を掲載しております。

この埼玉県景観計画の変更について御意見をお伺いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷口） どうもありがとうございます。

これは最初御注意いただきたいのですが、意見をください。意見があればいただきたいということなのですが、恐らく今のお話を聞かれて、よくわからなかった部分とか御質問とかもあるかもしれません。ということで、ご意見の前に、まず今の御説明に対して御質問があれば先に伺っ

て、わからないことがなくなった状況で御意見をいただきたいというふうに段階的に考えております。ということで、最初は今の御説明に対して、ここがよくわからなかったとか、これはどういう意味だろうかという御質問があれば、いただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○江野委員 いいですか。ちょっと内容で知りたいのですが、議案書44ページにあります色彩の制限基準ということで、数値で6とか4とか2とか超えるというのですが、この辺の取り扱いというのはどういう、これがどういう色合いの濃さとか、そういった内容を教えていただけますか。

○幹事（田園都市づくり課長） では、ただいまの御質問に対してですが、まず、色合いの色相、明度、彩度という3区分がございます、まず一番左の色相というのは色合いを表示するものでございまして、記号と数値により細分されております。Rというのは赤で、YRが黄色赤、Yが黄色、GYが黄緑、緑がG、それからBGが青緑、Bが青、それからPBが青紫、Pが紫、赤紫がRPとなっておりまして、10種類の色合いとなっております、さらにそれらを5を中心としたゼロから10の数値で細分しております。

それから、明度とはゼロから10の数字で明るさを表示するもので、明るくなるほど数値が大きくなります。それから彩度とは鮮やかさです。ゼロから14の数値で鮮やかさを表示するものでございまして、鮮やかになるほど数値が大きくなります。最大の数値は色相によって異なります。なお、彩度ゼロが無彩色、白、灰色、黒でございます。そうした3つの色の区分の中で規制をしていくということでございまして、具体的にまず用途地域が定められている区域、一番上の表、用途地域が定められている地域にございましては色の規制を、明度の規制は行わないで、例えば表の右上の部分では、彩度は6を超えとなっております。この彩度での色相は7.5Rから7.5Yということで、赤から黄色系の色です。この様に暖色系の色は6を超えるものは制限するというでございます。次に、色相7.5RPから7.5Rつまり赤紫系、あるいはGY、黄緑系については、4を超えてはならないということです。次の色相はGY、7.5GYから7.5RPですから、黄緑から赤紫系、つまり寒色系のものは2を超えるものはいけませんと、そういった内容でございます。以下、その下の真ん中の表は、これは関越道以東です。それから、一番下の表は関越道以西ということになっております。基本的に関越道以東は田園地域が広がるということで、それにそぐわない黒系の色を規制しております。それから、圏央道以西の山地のほうでは、田園、丘陵地、山地ということで白っぽい色の規制をしております。そうした内容でございます。

○議長（谷口） 詳しい御説明いただきましたが、今でイメージわかりますでしょうか。かなり細かくやられているということですよ。

はい、どうぞ。

○江野委員 ありがとうございます。ちょっとお伺いしたいんですが、その5とか4の数値の基準値を定めているというのは、それは何、自然の中の人間の目の判断なのか、自然に影響するのか。その辺はどのような判断基準なんでしょう。

○幹事（田園都市づくり課長） まず、地域の色彩を決めるときには地域のいろんな色というものを勘案するわけでございますが、まず暖色系の6以上というのは、基本的には自然界の紅葉であるとか、あるいは建築材料のレンガ、これが彩度6になっていまして、赤、黄色系については、それらを超えるものは制限していこうということでございます。

次に、寒色系の色でございます。寒色系ということですから青とか緑になっています。それにつきましては、自然界や建築材料の石の中にある彩度2というものを超えてはならないということで規制しております。

それ以外につきましては、黄色系、自然界の稲穂など、あるいは建築の土壁に当たる、土壁などは彩度4を基準として採用しております。したがって暖色系は6を超えてはならない。寒色系は2を超えてはいけない。その他は4というような設定をした基準を採用しております。

○議長（谷口） ありがとうございます。

よろしいでしょうか。大分皆さんこれで詳しくなったのではないかと思います、ありがとうございます。

ほかに御質問ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） 御質問に関してはよろしいですか。

それでは、御質問は以上ということで、今のお話を全部聞いていただいた上で、今回の計画変更に関して、この審議会として述べる意見があるというふうにお考えの方は、御意見をここでいただきたいのですが、いかがでしょうか。特に御提案はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） 御提案がないようでしたら、この都市計画審議会といたしましては意見なしということで回答させていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○議長（谷口） ありがとうございます。御意見なしということで御異議ないようでございますので、埼玉県景観計画の変更に対しましては、都市計画審議会といたしましては意見なしということにさせていただきます。

皆様の御協力をおもてして本日の審議、すべて終了いたしました。御協力いただきまして、どうもありがとうございました。

それでは、ここで私、議長の任を解かせていただきまして、進行を事務局にお返ししたいと思います。どうもありがとうございました。

○事務局 それでは、本日は委員の皆様には御熱心な御審議いただきまして、まことにありがとうございます。

ここで岩崎都市整備部長よりごあいさつを申し上げます。



○幹事（都市整備部長） 皆さんこんにちは。本年度最後の都市計画審議会でありますので、一言御礼のごあいさつをさせていただきたいと思います。

審議会の委員の皆様方には熱心な御審議をいただきまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。今年度は当都市計画審議会2回開催させていただきまして、本日の案件も含めまして合計13件の議案の御審議をいただいたところでございます。おかげさまで県内各地域におきまして、都市計画行政をはじめとして建築・景観行政や市街地整備事業などが順調に推移しておりますことに改めて感謝を申し上げます。県といたしましては今後とも引き続き少子・高齢時代の時代の要請に応じた都市計画行政を適切に推進してまいる所存でございます。委員の皆様方には今後とも御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○事務局 それでは、これもちまして本日の審議会を閉会といたします。

どうもありがとうございました。

午後2時28分 閉 会